

令和7年2月26日

九州運輸局長 殿

住 所 長崎県南松浦郡新上五島町  
続浜ノ浦郷 818 番地 411  
氏名又は名称 上五島総合サービス株式会社  
代 表 者 名 ■ ■ ■

安全管理規程変更届出書

このたび、安全管理規程を変更したので、海上運送法の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

1 事業の種類（※該当するものに○をつける）

	一般旅客定期航路事業（法第3条第1項）
	特定旅客定期航路事業（法第19条の3第1項）
	人の運送をする内航貨物定期航路事業（法第19条の5第1項）
○	人の運送をする内航不定期航路事業（法第20条第2項）
	旅客不定期航路事業（法第21条第1項）
	対外旅客定期航路事業等（法第19条の4第2項及び第19条の5第1項）
	人の運送をする外航不定期航路事業（法第20条第2項）

2 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名  
届出者と同じ

3 変更後の安全管理規程の実施予定期日  
令和7年3月10日

4 変更した事項（新旧の対照を明示）

① 安全管理規程における「非常連絡表」を次のとおり変更する。

・船舶の新造船建造に係る運送船舶の変更に伴い船名の変更を行った。

※変更前；さつき・つばき・かもめ変更後；いぶき・さざね・たかのし

② 安全管理規定の重要規定の法令化及び、ひな形の充実に伴い各規定内の改定を行った。

・安全管理規定、別添「新旧対照」の通り

5 変更を必要とする理由

・弊社にて運航管理を行っている船舶の新造船建造に伴い船舶の就航により船舶名及びその他必要事項に於いて変更が生じたため変更をおこなった。

・令和6年度11月21日施工「安全管理規定の重要規定の法令化及び、ひな形の充実」に伴い規定の見直しを行う必要があったため。



# 安全管理規程

令和7年3月10日

上五島総合サービス株式会社

## 目次

- 第1章 総則
- 第2章 経営トップの責務
- 第3章 安全管理の組織
- 第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名
- 第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制
- 第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限
- 第7章 安全管理規程の変更
- 第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画
- 第9章 運航の可否判断
- 第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達
- 第11章 輸送に伴う作業の安全の確保
- 第12章 輸送施設の点検整備
- 第13章 海難その他の事故の処理
- 第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等
- 第15章 雑則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、経営トップが定める安全方針に基づき、社内に安全最優先意識の徹底を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく、当社の所有する防災船隊（交通船(旅客船)兼作業船「いぶき」「さぎね」「たかのし」、および消防船兼油回収船兼引船の「新雲仙丸」、以下「防災船隊」という。）の業務（付随する業務を含む。以下同じ。）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全社一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用語	意義
(1)	安全マネジメント 態勢	経営トップにより、社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
(2)	経営トップ	事業者において最高位で指揮し、管理する個人またはグループ
(3)	安全方針	経営トップがリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(5)	安全統括管理者	経営トップの中から選出した、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
(6)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の防災船隊の運航の管理に関する統轄責任者
(7)	運航管理補助者	運航管理者の職務を補佐する者
(8)	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(9)	船内作業員	防災船隊上において、旅客の整理、誘導等の作業に従事する者
(10)	運航計画	起終点、航行経路、航海速力、発着時刻等に関する計画
(11)	配船計画	運航計画を実施するための防災船隊の特定、旅客需要に見合う配船及び荒天・入渠等に関する計画
(12)	配乗計画	乗組員の編成及びその勤務割りに関する計画
(13)	発航	現在の停泊場所を解らんして、目的の航海を開始すること
(14)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること
(15)	運航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」または「入港(着岸)」を行うこと
(16)	反転	目的港への航行の継続を中止し、発航地点へ引返すこと
(17)	気象・海象	風速（10分間の平均風速）、視程（目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なるときは、その中の最小値をとる。）及び波高（隣り合った波の峰と谷との鉛直距離）
(18)	運航基準図	航行経路（起終点、寄港地、針路、変針点等）、標準運航時刻、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面

(19)	防災船隊上	防災船隊の舷側より内側
(20)	陸上	防災船隊上以外の場所、ただし陸上施設の区域内に限る。
(21)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物
(22)	陸上施設	岸壁（防舷設備を含む。）、防災船隊の係留、旅客の乗降等の用に供する施設

（運航基準、作業基準、事故処理基準）

第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準、事故処理基準を定める。

- 2 防災船隊の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。
- 3 旅客の乗下船、荷物の積付け及び陸揚げ、防災船隊の離着岸等に係る作業方法、危険物の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。
- 4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項等は、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。
- 5 地震が発生した場合または津波警報等が発せられた場合には、適切な地震防災対策等を実施するものとする。

## 第2章 経営トップの責務

（経営トップの主体的関与）

第4条 防災船隊による輸送の安全確保のため、経営トップは、次に掲げる事項について主体的に関与し、当社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底
- (2) 安全方針の設定
- (3) 安全重点施策の策定及び確実な実行
- (4) 重大な事故等に対する確実な対応
- (5) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために、必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること
- (6) 安全マネジメント態勢の見直し

（経営トップの責務）

第5条 経営トップは、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。

- 2 経営トップは、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。

（安全方針）

第6条 経営トップは、安全管理にかかわる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当社内部へ周知する。

- 2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。
  - (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則
  - (2) 安全マネジメント態勢の継続的改善
- 3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営の責任者の率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。
- 4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

(安全重点施策)

第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し実施する。

- 2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的、かつ具体的なものとする。
- 3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。
- 4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

### 第3章 安全管理の組織

(安全管理の組織)

第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者を置く。

安全統括管理者	1 人
運航管理者	1 人
運航管理補助者	若干名

- 2 会社の管理する区域は次のとおりとする。

青方港相河区 ～ 折島区

(大曾経由、または上五島国家石油備蓄基地周辺海域を含む)

### 第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名

(安全統括管理者の選任)

第9条 経営トップは、経営トップに位置づけられ、海上運送法施行規則第7条の2の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。

(運航管理者の選任)

第10条 経営トップは、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第7条の2の3に規定された要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。

(安全統括管理者及び運航管理者の解任)

第11条 経営トップは、安全統括管理者または運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者または運航管理者を解任するものとする。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき
- (3) 安全管理規程に違反することにより、運航管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(運航管理補助者の選任及び解任)

第12条 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任する。

- 2 経営トップは、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理補助者を解任する。

運航管理者代行の指名)

第13条 運航管理者は、運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくことができる。

- 2 前項の場合において、運航管理者は2名以上の者を、順位を付して指名することができる。

## 第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制

### (安全統括管理者の勤務体制)

第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。

2 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは経営トップが職務を執るものとする。

### (運航管理者の勤務体制)

第15条 運航管理者は、防災船隊が就航している間は、原則として会社に勤務するものとし、防災船隊の就航中に職場を離れるときは運航管理補助者と常時連絡できる体制になければならない。

2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と運航管理補助者の連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を執るものとする。

### (運航管理補助者の勤務体制)

第16条 運航管理補助者は、会社の管理する区域内に防災船隊が就航している間は、原則として会社に勤務するものとする。

## 第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限

### (安全統括管理者の職務及び権限)

第17条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確認し、実施し、維持すること。
- (2) 安全マネジメント態勢の課題または問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告し、記録すること。
- (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を当社内部へ徹底すると共に、安全管理規程の遵守を確実にすること。

### (運航管理者の職務及び権限)

第18条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、防災船隊の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。
- (2) 防災船隊の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。
- (3) 運航管理補助者を指揮監督すること。

2 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、またはその責任を軽減するものではない。

### (運航管理補助者の職務)

第19条 運航管理補助者は、運航管理者を補佐するほか、運航管理者がその職務を執行できないときは、第13条第2項の順位に従い、その職務を代行するものとする。

2 運航管理補助者は、会社の管理する区域内にある防災船隊の運航の管理に関して、運航管理者を補佐すると共に運航管理者の指揮を受けて次の事項を実施するものとする。

- (1) 危険物、その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する作業の指揮監督
- (2) 旅客の乗下船及び防災船隊の離着岸の際における作業の指揮監督並びに防災船隊上におけるこれらの作業に関する船長への助言

- (3) 陸上施設の点検及び整備
- (4) 乗船待ちの旅客に対する遵守事項等の周知

## 第7章 安全管理規程の変更

(安全管理規程の変更)

第20条 安全統括管理者または運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織または使用船舶の変更、航路の新設または廃止等、この規定の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは遅滞なく規程の変更の発議をしなければならない。

- 2 安全統括管理者又は運航管理者は、前項の発議をしようとするときは、船長の意見を十分に聴取しなければならない。
- 3 経営トップは、第1項の発議があったときは、関係の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。

## 第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画

(運航計画及び配船計画の作成及び改定)

第21条 運航計画又は、配船計画を作成又は改定を行う場合は、運航課「事務所」で原案を作成し運航管理者は使用防災船隊の性能、使用港の港勢、航路の交通状況及び自然的性質等についてその安全性を検討するものとする。

- 2 運航管理者は、第1項の同意に際しては、次の事項についてその安全性を検討するものとする。
  - (1) 使用船舶の構造、設備及び性能
  - (2) 陸上施設の構造、設備及び性能
  - (3) 使用船舶と陸上施設の適合性
  - (4) 使用港の港勢並びに航路の自然的性質及び交通状況
  - (5) 運航ダイヤ
  - (6) その他輸送の安全の確保上必要と認める事項
- 3 前述において作成又は改訂された運航計画又は配船計画は、計画が使用されなくなった日から1年間保存すること。

(配乗計画の作成及び改定)

第22条 配乗計画を作成又は改定する場合は、運航課「事務所」が原案を作成し、運航管理者の安全上の同意を得て、安全統括管理者が決定する。

- 2 運航課「事務所」は、前項の計画が決定された場合は運航管理者に通報しなければならない。
- 3 運航管理者は、第1項の同意に際しては、次の事項についてその安全性を検討するものとする。
  - (1) 法定乗組員並びに法定乗組員以外の乗組員及び予備員が適正に確保されていること。
  - (2) 航路に関する気象・海象、地形、障害物、交通事情等に精通した船舶職員が乗組むこととなっていること。
  - (3) 小型船舶にあっては、乗組員が船員法第118条の4又は第118条の5第1項の規定による特定教育訓練を終了していること。
  - (4) その他輸送の安全の確保上必要と認める事項
- 4 第1項により作成又は改定された配乗計画は、計画が使用されなくなった日から1年間保存すること。

(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更)

第23条 運航計画又は配船計画を臨時に変更する必要がある場合は、運航課「事務所」が原案を作成し、運航管理者

の安全上の同意を得て安全統括管理者が決定する。配乗計画を臨時に変更しようとする場合も、運航課「事務所」が同様の措置を講じたのち、運航管理者が決定する。

- 2 運航課「事務所」は、前項の計画が決定された場合は運航管理者に通報しなければならない。
- 3 船舶、陸上施設又は港湾の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、運航管理者及び船長は協議により運航休止、寄港地変更等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。
- 4 第1項により変更された運航計画又は配船計画は、計画が使用されなくなった日から1年間保存すること。

## 第9章 運航の可否判断

### (運航の可否判断)

第24条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき、または達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。

- 2 船長は、運航中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。
- 3 前項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。
- 4 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。
- 5 運航管理者は、船長が運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。
- 6 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。
- 7 陸上連絡員（運航管理者）は、台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第28条各事項の情報提供を行うとともに、必要に応じ、避航や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。

### (運航管理者の指示)

第25条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき、または運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。

- 2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航を促し若しくは指示してはならない。

### (経営トップまたは安全統括管理者の指示)

第26条 経営トップまたは安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。

- 2 経営トップまたは安全統括管理者は、運航管理者から防災船隊の運航を中止する旨の連絡があった場合は、それに反する指示をしてはならない。
- 3 経営トップまたは安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が（運航管理者を経由して）あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。

### (運航の可否判断等の記録)

第27条 運航管理者及び船長は、運航の可否判断（判断に至った気象・海象・水象（風速、視程及び波高）情報を含む）、運航中止の措置及び協議の結果等を記録し、最後に記録された日から1年間保存しなければならない。

## 第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達

### (運航管理者の措置)

第28条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(4)及び(5)については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 港内事情、航路の自然的性質
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 乗船予定している旅客リスト（基地への来訪者及び見学者）
- (6) 防災船隊の動静
- (7) その他、航行の安全の確保のために必要な事項

### (船長の措置)

第29条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者、または運航管理補助者に連絡しなければならない。

- (1) 発航前点検を終え発航するとき
- (2) 運航基準に定められた地点に達したとき
- (3) 入港したとき
- (4) 事故処理基準に定める事故が発生したとき
- (5) 運航計画または航行の安全に係わりを有する船体、機関、設備等の修理または整備を必要とする事態が生じたとき

2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者または運航管理補助者に連絡するものとする。

- (1) 気象・海象に関する情報
- (2) 障害物（浮流物）の目撃に関する情報
- (3) その他航行中の水路の状況

### (運航基準図)

第30条 運航管理者は船長と協議し運航基準図を航路ごとに作成し、各防災船隊及び事務所に備え付けなければならない。

2 運航管理者は、前項の運航基準図の作成に際しては、船長と十分協議するものとする。

3 運航基準図に記載すべき事項は運航基準に定めるところによる。

4 第1項により作成された運航基準図は、運航基準図が使用されなくなった日から1年間保存すること。

## 第11章 輸送に伴う作業の安全の確保

### (作業体制)

第31条 運航管理者は陸上作業員の中から陸上作業員を、船長は乗組員の中から船内作業員を指名する。

2 運航管理者は陸上作業員の中から陸上指揮者を、船長は船内作業員の中から船内作業指揮者を指名する。

3 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ陸上作業及び船内作業を指揮するとともに、両者緊密な連携の下に輸送の安全の確保に努めなければならない。

4 作業員の具体的配置、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者の所掌、その他の作業体制については作業基準に定めるところによる。

(危険物等の取扱い)

第32条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。

(旅客の乗下船等)

第33条 旅客の乗下船及び防災船隊の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。

(発航前点検)

第34条 船長は、発航前に防災船隊が航海に支障ないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を点検しなければならない。

2 発航前点検を実施したときは、その結果を記録し、1年間保存すること。

(船内巡視)

第35条 船長は、離岸後速やかに乗組員に指示して旅客室その他必要と認める場所を点検させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。

2 船内巡視員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし急を要する場合であって船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに速やかに船長に報告するものとする。

3 船内点検員は、異常の有無を船長に報告するものとする。

4 船内巡視を実施したときは、その結果を巡視記録簿に記録し、1年間保存すること。

(旅客等の遵守すべき事項等の周知)

第36条 運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、陸上及び船内において旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。

(飲酒等の禁止)

第37条 安全統括管理者は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。

2 乗組員は飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施してはならない。

3 船長は乗組員が飲酒等の後正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直を実施させてはならない。

4 アルコール検査等を実施したときは、その結果を記録し、1年間保存すること。

## 第12章 輸送施設の点検整備

(防災船隊検査結果の確認)

第38条 運航管理者は、防災船隊が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。

(防災船隊の点検整備)

第39条 船長は、船体、機関、諸設備、諸装置等について、点検簿を作成し、それに従って、原則として毎日1回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前点検を実施した事項については点検を省略することができる。

2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちにその概要を運航管理者に報告し、修復整備の措置を講じなければならない。

3 船舶の点検整備を実施したときは、その結果を記録し、1年間保存すること。

(陸上施設の点検整備)

第40条 運航管理者は、係留施設(浮き桟橋、岸壁、ピット、防舷材等)、昇降用施設等について、毎日1回以上、点検を実施し、異常のある個所を発見したときは、直ちに修復整備の措置を講じなければならない。

なお、当該施設が港湾管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復整備を求めるものとする。

2 陸上施設の点検整備を実施したときは、その結果を記録し、1年間保存すること。

### 第13章 海難その他の事故の処理

(事故処理にあたっての基本的態度)

第41条 事故の処理にあたっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。

- (1) 人命の安全の確保を最優先とすること。
- (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。
- (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。
- (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。
- (5) 安全統括管理者及び運航管理者は、陸上でとりうるあらゆる置を講ずること。

(船長のとるべき措置)

第42条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講じ、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。

2 船長は自船が重大、かつ急迫の危険に陥った場合、または陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信(遭難信号)または緊急通信を発しなければならない。なお、電話がある場合は併せ「118番」へ通報しなければならない。

(運航管理者のとるべき措置)

第43条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき、または防災船隊の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに安全統括管理者へ速報しなければならない。

(経営トップ及び安全統括管理者のとるべき措置)

第44条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営トップへ速報しなければならない。

2 経営トップ及び安全統括管理者は、事故の状況、被害規模等を把握・分析し、運航開始前に適切に対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。

(事故の処理)

第45条 事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。

(通信の優先処理)

第46条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。

(関係官署への報告)

第47条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び海上保安官署にその概要及び事故処

理の状況を報告し助言を求めなければならない。

(事故調査委員会)

第48条 経営トップは、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善に資するため、必要に応じ事故調査委員会を設置するものとする。

2 事故調査委員会の構成は、事故処理基準に定めるところによる。

(事故の原因等の調査)

第49条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善を図るものとする。

## 第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等

(安全教育)

第50条 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理補助者、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程(運航基準、作業基準及び事故処理基準を含む。)、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的に行い、その周知徹底を図らなければならない。

2 安全統括管理者及び運航管理者は、事故等が発生した場合は、遅滞なく、乗組員等に対し、事故等の再発防止に向けた安全教育を実施するとともに、航路の状況、海難その他の事故及びインシデント(事故等の損害を伴わない危険事象)事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。

(操練)

第51条 船長は、法令に定める操練を行ったときは、その実施状況を運航管理者に報告するものとする。

(訓練)

第52条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営トップの支援を得て関係者ととも年に1回以上事故処理に関する訓練を実施しなければならない。訓練は、全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。この場合、前条の操練は当該訓練に併せて実施することができる。

2 安全統括管理者及び運航管理者は、消火プランを適確に実施できるよう訓練を実施しなければならない。

3 前項の消火プランに関する訓練は、訓練計画に基づき適切に実施しなくてはならない。

4 訓練の前後には打合せを行い、特記事項があれば経営の責任者へ意見具申する。

(記録)

第53条 運航管理者は、前3条の教育等を行ったときは、その概要を記録簿に記録し3年間保存しておくものとする。

(内部監査及び見直し)

第54条 内部監査を行う者は、経営トップの支援を得て関係者ととも年に1回以上防災船隊及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を行うものとし、防災船隊の監査は停泊中及び航海中の防災船隊について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合にはすみやかに実施する。

2 内部監査にあたっては、経営トップは、その重要性を社内に周知徹底する。

3 内部監査を行うに際し、安全マネジメント態勢の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について

評価し、改善に向け作業する。

- 4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録し3年間保存する。
- 5 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか、特に陸上側の安全マネジメント態勢については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。
- 6 安全統括管理者は内部監査員を指名する。

## 第15章 雑 則

(安全管理規程等の備付け等)

第55条 安全統括管理者及び運航管理者はそれぞれの職務に応じ、安全管理規程（運航基準、作業基準及び事故処理基準を含む。）及び運航基準図を各防災船隊、事務所、その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備付けなければならない。

- 2 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。

(情報伝達)

第56条 安全統括管理者は、パソコン、社内LAN等を活用した輸送の安全の確保に関する情報データベース化を行うとともに、容易なアクセス手段を用意する。

- 2 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営トップへの直接上申する手段(目安箱、社内メール)等を用意する。
- 3 安全統括管理者は、前項の上申またはその他の手段他により安全にかかる意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況について社内へ周知する。
- 4 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するために講じた措置を適宜の方法により外部に公表しなければならない。また、輸送の安全にかかる情報を適時、外部に対して公表する。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
- (2) 輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況
- (3) 安全管理規程（運航可否判断のフロー図を含む）
- (4) 安全統括管理者、運航管理者に係る情報（特定の個人を識別することができる情報を除く）

5 安全統括管理者は、毎事業年度の経過後100日以内に、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するとともに、遅滞なく、その内容を運輸局等に報告する。

- (1) 事業の用に供する船舶ごとの救命設備及び通信設備の搭載の状況その他の事業の用に供する船舶に係る情報
- (2) 事業の用に供する船舶の事故に係る情報

6 安全統括管理者は、前2項に規定する事項のほか、行政処分（輸送の安全の確保に関する命令等）を受けたときは、当該処分の内容並びに当該処分の事由となった事項の是正のために講じた措置及び講じようとする措置の内容を、遅滞なくインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

附 則

この規程は、令和7年3月10日より実施する。

# 運航基準

令和7年3月10日  
上五島総合サービス株式会社

## 目次

- 第1章 目的
- 第2章 運航の可否判断
- 第3章 防災船隊の航行

## 第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、防災船隊の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港名	平均風速	有義波高	視程
青方港	15 m/s 以上 ( 15 m/s 以上)	1.0 m 以上 ( 1.5 m 以上)	200 m 以下 ( 200 m 以下)
上五島国家石油備蓄基地 「折島港」	15 m/s 以上 ( 15 m/s 以上)	1.0 m 以上 ( 1.5 m 以上)	200 m 以下 ( 200 m 以下)

尚、新雲仙丸は ( ) 内

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

シーバース平均風速 15 m/s 以上	北防波堤の有義波高 1.0 m 以上
---------------------	--------------------

(但し、新雲仙丸は平均風速 15 m/s 以上、有義波高 1.5 m 以上)

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、または搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

風速	波浪	動揺
15 m/s 以上 (船首尾方向の風を除く)	波高 1.5m 以上またはうねり 階級 6 以上	横揺れ 15 度以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、航行の継続を中止し、反転の措置をとらなければならない。

風速 15 m/s 以上	波高 1.5 m 以上
--------------	-------------

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、視程が200m以下と認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊または基準経路変更の措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断)

第4条 船長は、周囲の気象・海象（視程を含む）に関する情報を確認し、基準航行を継続した場合、船体の動揺等に

より安全な運航が困難となるおそれがあると認めるときまたは周囲の視程が200m以下となったときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、反転等の適切な措置をとらなければならない。

(運航の可否判断の手順図)

第4条の2 本章各条に規定する運航の可否判断の手順をまとめた図は別紙のとおりとする。

(運航の可否判断等の記録)

第4条の3 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を引き継ぎ帳に記録するものとする。運航中止基準に達したまたは達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

2 記録保管については1年間保存するものとする。

### 第3章 防災船隊の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置
- (5) 狭水道航行配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路(針路、変針点、基準経路の名称等)
- (3) 標準運航時刻(起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻)
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶が輻輳する海域
- (6) 船長が(副)運航管理者と連絡をとるべき地点
- (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用・荒天・警戒時の第1基準経路の1経路とする。

2 基準経路の使用基準は、次表のとおりとする。

名称	
第1基準経路 (常用・荒天・警戒時)	相河～折島間および上五島国家石油備蓄基地周辺海域の常用経路

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

(通船兼作業船：いぶき・さざね)			(通船兼指揮艇：たかのし)	
速力区分	速力	毎分機関回転数	速力	毎分機関回転数
最微速	—	—	—	—
微速	—	—	—	—
半速	9.4 ノット	2,000	13.9 ノット	1,647
航海速力	10.0 ノット	2,200	10.0 ノット	1,200

(消防船兼油回収船兼引船：新雲仙丸) ※電気推進船のためプロペラ軸回転数としている。

速力区分	速力	毎分プロペラ回転数
最微速	—	—
微速	—	—
半速	10.5 ノット	261
航海速力	11.5 ノット	289

- 2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備付けておかなければならない。

(特定航法)

第9条 青方港湾内における航法

- (1) 防災船隊は折島ポンツーンに着陸しようとするときは、できる限り波除堤に近づき、北防波堤から離れて航行すること。但し、船溜り内の見通しを十分に確保し、安全に着陸を図ること。
- (2) 防災船隊は折島ポンツーンから発航しようとするときは、できる限り波除堤から離れて航行すること。
- (3) 折島ポンツーン及び相河ポンツーンにおいて、同時に離着陸作業は行わないこと。
- (4) 離着陸作業が重なる場合、離陸出航船を優先し、着陸入航船は波除堤外の安全な水域で待機すること。
- (5) 防災船隊は大會区及び相河区の入口付近で、他の船舶と並航し、または他の船舶を追い越してはならない。
- (6) 防災船隊は相河ポンツーンから発航する場合、大會防波堤突端を通過するまでは港則法に定める安全な速力で航行し、入港船に注意すること。また、折島区から相河区に向けて航行する場合、北防波堤東端部では右からの横切り船に十分注意し、大會防波堤を左に見て、できる限り離れて航行し、大會防波堤通過後は安全な速力で航行すること。
- (7) 港内においては本船の航走波による他船等への影響もあることを考慮して航行すること。

(通常連絡等)

第10条 船長は基準経路上を予定通り航行している場合、運航管理者に連絡する事項はないが、運航管理者または運航管理補助者の援助を必要とする事項が生じた場合は、その都度連絡をすること。

- 2 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第11条 船長と運航管理者または運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	事務所（運航課）、または新雲仙丸	衛星電話、携帯電話 (Docomo)、 UHF・VHF
(2)	緊急の場合	事務所（運航課）、または新雲仙丸	衛星電話、携帯電話 (Docomo)、 UHF・VHF

（機器点検）

第12条 船長は折島及び相河栈橋手前（ポンツーン手前約100m）の安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施すること。一日に何度も着栈（着岸を含む）を繰り返す場合も同様である。

（記録）

第13条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を引継ぎ帳に記録するとともに安全統括管理者に報告するものとする。

2 記録については1年間保存するものとする。

以上

# 作業基準

令和7年3月10日  
上五島総合サービス株式会社

## 目次

第1章	目的
第2章	作業体制
第3章	危険物等の取扱い
第4章	乗下船作業
第5章	旅客の遵守事項等の周知

## 第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、防災船隊の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 船内作業員の配置は、次の区分による。

- ① 乗下船する旅客の誘導 旅客誘導係 (1人～2人)
  - ② 防災船隊の離着岸時の綱取り、綱放し 綱取係 (1人～2人)
- 2 乗組員以外の者が、船内で作業に従事する場合は、船長の指揮を受けるものとする。
  - 3 作業現場にあつては、名札・腕章等の所定の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。

(船内作業指揮者の所掌)

第3条 船内作業指揮者は、船長の命を受け、船内作業員を指揮して防災船隊上における次の作業を行う。

- (1) 旅客の乗下船時の誘導
- (2) 防災船隊の離着岸時における綱取り・綱放し作業
- (3) 荷物等の積付け・積卸し作業
- (4) その他一般業務に関する作業

## 第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第4条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行うものとする。

- 2 刀剣、銃器、兵器、その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するかまたは一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。
- 3 陸上作業指揮者または船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物、積載貨物その他の物品が前2項の危険物等に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者または船長の指示を受けて運送申込人の立会いの下に点検し、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長及び陸上作業指揮者は前3項の措置を講じたときは、その状況を運航管理者に報告するものとする。

## 第4章 乗下船作業

(乗船待ちの旅客の整理)

第5条 乗船待ちの旅客が防災船隊の離着岸及び荷物等の積卸し作業等により危害を受けないよう、所定の場所に整理し、待機させる等安全の確保に努める。

(乗船準備作業)

第6条 船長は、旅客の乗船及び手荷物等の積込み作業に関し十分な打合せを行い、船内作業員に乗船作業開始時刻を周知する。

2 船長は、乗船通路が確実に設置されていることを確認した後、船内作業員に乗船開始の合図をする。

(旅客の乗船)

第7条 船内作業員は、旅客に乗船を開始するよう指示する。

2 船内作業員は、旅客を乗船口から船内へ誘導する。

3 船内作業員は、乗船旅客数を把握し、旅客定員を超えていないことを確認する。

(離棧作業)

第8条 船内作業員は離棧作業により付近にいる旅客等に危害を受けないよう退避させ、ポンツーン上の状況が離棧に支障ないことを確認して、その旨を船長に連絡し、所定の配置につくこと。

2 船内作業員は、船長の指示により、迅速、確実に係留索を放すこと。

(着棧作業)

第9条 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

2 船内作業員は、船内放送等により着棧時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

(係留中の保安)

第10条 船長、運航管理者または運航管理補助者は、ポンツーン係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法の保安に十分留意する。

(下船準備作業)

第11条 船長は、船体が完全に着棧したことを確認した後、船内作業員に下船のために必要な作業の開始を指示する。

(旅客の下船)

第12条 船内の旅客係員は、船内作業指揮者の指揮を受け旅客の通路の設置を確認した後、旅客を誘導して下船させる。

(下船の終了)

第13条 船内作業員は旅客の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無を、それぞれ船長に報告する。

## 第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第14条 運航管理者は、発着場等の見やすい場所に旅客の遵守すべき事項等を掲示しなければならない。

(遵守事項等の掲示例)

- (1) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。
- (2) 船内においては、他人に危害を加えるような行為または迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) 無断で爆発物や可燃液体性物質等を持ち込まないこと。
- (4) 携帯電話等掛けながらの乗下船をしないこと。
- (5) 船内においては、乗組員の指示があるまで、席をみだりに立たないこと。

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第15条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項

- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) その他旅客の遵守すべき事項

①下船及び非常の際には、係員の指示に従うこと。

②航海中、許可なく操舵室に立入らないこと。

（救命胴衣）

第16条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

- (1) 暴露甲板に乗船している旅客には、救命胴衣をさせるよう努めること。
- (2) 12歳未満の児童には、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣を着用させること。
- (3) 気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。

以上

# 事故処理基準

令和7年3月10日  
上五島総合サービス株式会社

## 目次

- 第1章 総則
- 第2章 事故等発生時の通報
- 第3章 事故の処理等

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社の運航中の防災船隊に係る事故等の処理に関して、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の防災船隊の運航の安全に資することを目的とする。

### (事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び第2項の事象(以下「インシデント」という。)をいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病(新型コロナウイルス感染症を除く)又はその他の人身事故(以下「人身事故」という。)
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障、またはその他の救助を必要とする防災船隊の海難事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷または荒天等による運航の阻害
- (4) 強取(乗っ取り)、殺人、傷害または暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
- (5) 前記(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事象

2 この基準において、「インシデント」とは、旅客の輸送に従事する船舶における前項の事象に至るおそれのある次に掲げる事象をいう。

- (1) 機関不良又は船舶へ装備された機器・装置等の故障により通常の運航が阻害された事象
- (2) 機関不良又は船舶へ装備された機器・装置等からの油漏れ
- (3) 避難港へ入港するに至った事象
- (4) 航行中において、岸壁又は他の船舶等との衝突を回避するため、乗組員が緊急の操作を行った事象
- (5) 離着岸作業中の係船索破断
- (6) その他の前項の事象に至るおそれがあると認められる事象
- (7) 前号に掲げるもののほか、所轄地方運輸局が特に必要と認めて報告を指示したもの

### (軽微な事故への準用)

第3条 この事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の防災船隊に係る事故に準用するものとする。

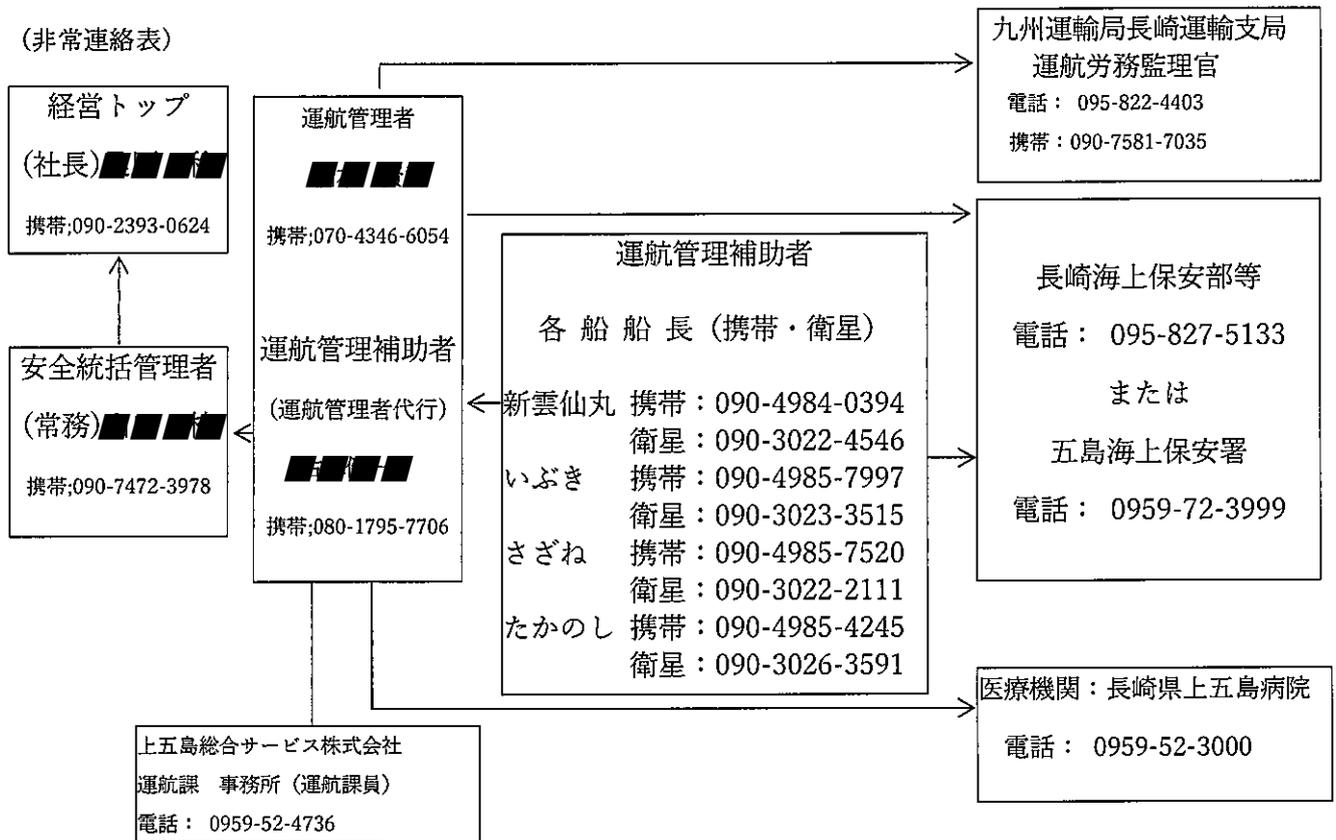
## 第2章 事故等発生時の通報

### (非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したのから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

2 船長の海上保安官署等への連絡は、初動時は「118番」による。以後、別表「官公署連絡表」により最寄りの海上保安官署等に行うものとする。

3 運航管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したのから逐次電話(FAXを含む)、



(非常連絡事項)

第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故等に共通する事項

- ① 船名
- ② 日時
- ③ 場所
- ④ 事故等の種類
- ⑤ 死傷者の有無
- ⑥ 救助の要否
- ⑦ 乗組員数及び乗客数
- ⑧ 当時の気象・海象

(2) 事故等の態様による事項

	事故等の種類	連絡事項
a	衝突	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 衝突の状況 (衝突時の両船の針路、速力等または岸壁等への接近状況)</li> <li>② 船体、機器、車両の損傷状況</li> <li>③ 浸水の有無 (あるときはd項)</li> <li>④ 流出油の有無 (あるときはその程度及び防除措置)</li> <li>⑤ 自力航行の可否</li> <li>⑥ 相手船の船種、船名、総トン数、(用) 船主・船長名 (できれば住所、連絡先)</li> </ul>

a	衝突	<p>－防災船隊衝突の場合</p> <p>⑦ 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等）</p> <p>－防災船隊衝突の場合</p>
b	乗揚げ	<p>① 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触個所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等）</p> <p>② 船体周囲の水深、底質及び付近の状況</p> <p>③ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響</p> <p>④ 船体、機器、車両の損傷状況</p> <p>⑤ 浸水の有無（あるときはd項）</p> <p>⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否</p> <p>⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）</p>
c	火災	<p>① 出火場所及び火災の状況</p> <p>② 出火原因</p> <p>③ 船体、機器、車両の損傷状況</p> <p>④ 消火作業の状況</p> <p>⑤ 消火の見通し</p>
d	浸水	<p>① 浸水個所及び浸水の原因</p> <p>② 浸水量及びその増減の程度</p> <p>③ 船体、機器、車両の損傷状況</p> <p>④ 浸水防止作業の状況</p> <p>⑤ 船体に及ぼす風浪の影響</p> <p>⑥ 浸水防止の見通し</p> <p>⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）</p>
e	強取、 殺人傷害、 暴行等の 不法行為	<p>① 事件の種類</p> <p>② 事件発生の端緒及び経緯</p> <p>③ 被害者の氏名、被害状況等</p> <p>④ 被疑者の人数、氏名等</p> <p>⑤ 被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等</p> <p>⑥ 措置状況</p>
f	人身事故 (行方不明を 除く)	<p>① 事故の発生状況</p> <p>② 死傷者数または疾病者数</p> <p>③ 発生原因</p> <p>④ 負傷または疾病の程度</p> <p>⑤ 応急手当の状況</p> <p>⑥ 緊急下船の必要の有無</p>
g	旅客、 乗組員等の行方 不明	<p>① 行方不明が判明した日時及び場所</p> <p>② 行方不明の日時、場所及び理由（推定）</p> <p>③ 行方不明者の氏名等</p>

		④ 行方不明者の遺留品等
h	その他の事故	① 事故の状況 ② 事故の原因 ③ 措置状況
i	インシデント	① インシデントの状況 ② インシデントの原因 ③ 措置状況

### 第3章 事故の処理等

(船長のとるべき措置)

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体等の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1) 海難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離または監視
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者のとるべき措置)

第7条 運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合、または連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく防災船隊の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず防災船隊の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに、第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。

3 事故の発生を知ったときまたは防災船隊の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- (2) 海上保安官署への救助要請
- (3) 行方不明者の捜索または本船の救助のための捜索船または救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置

(7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(事故処理組織)

第8条 事故処理の組織、編成及び職務は次表のとおりとする。

	職務
経営トップ（社長）	総指揮
安全統括管理者	総指揮補佐または総指揮
運航管理者 運航管理補助者 (運航管理代行者)	総指揮補佐 総指揮補佐
救難対策班  班長 各班長 班員 各班機関長 班員 各班一航機士	事故の実態の把握、事故関係情報の収集、防災船隊及び関係機関との連絡、救難の実施、その他救難に必要な事項に関する事。
旅客対策班  班長 各班副班長 班員 各班副機関長 班員 各班二航機士	旅客及び被災者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客処理その他旅客（車両）対策に関する事。
庶務対策班  班長 総務課長 班員 運航管理者代行 班員 運航課員 班員 総務課員A " 総務課員B " 総務課員C	被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の応待（発表を除く。）、救援関係、物資の調達・補給、その他庶務に関する事。

(医療救護の連絡等)

第9条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は「事故処理基準」の非常連絡により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

(事故調査委員会)

第11条 事故調査委員会の組織及び編成は、原則として次のとおりとする。

	職 名
委員長	社長 (または常務取締役)
副委員長	安全統括管理者、 (または運航管理者 ・ 運航管理補助者)
委 員	統括船長 統括機関長 運航管理補助者

(運航基準第4条の2関係)

事業者名	上五島総合サービス株式会社
航路名	折島港⇄相河港

### 運航の可否判断の手順

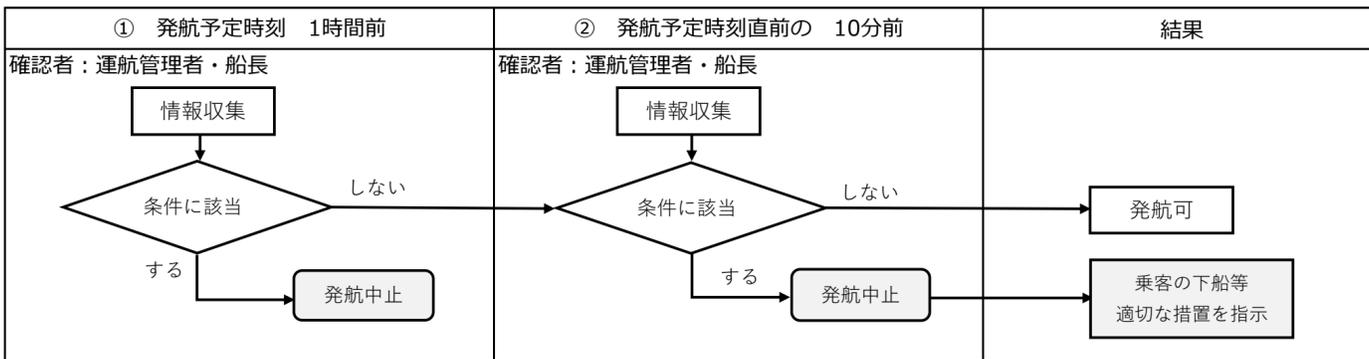
#### 1. 発航前に、発航中止条件のいずれかに達しているか又は達するおそれがあるかを確認

● 発航中止条件 (運航基準第2条)

港・地点名	風速 (情報入手元)	波高 (情報入手元)	視程 (情報入手元)
青方港 (上五島石油備蓄基地気象情報)	15.0 m/s以上 (上五島石油備蓄基地 気象情報)	1.0 m以上 (上五島石油備蓄基地 気象情報)	200 m以下 (上五島石油備蓄基地 気象情報)
折島港 (上五島石油備蓄基地気象情報)	15.0 m/s以上 (上五島石油備蓄基地 気象情報)	1.0 m以上 (上五島石油備蓄基地 気象情報)	200 m以下 (上五島石油備蓄基地 気象情報)

※新雲仙丸は ( ) 内

● 手順



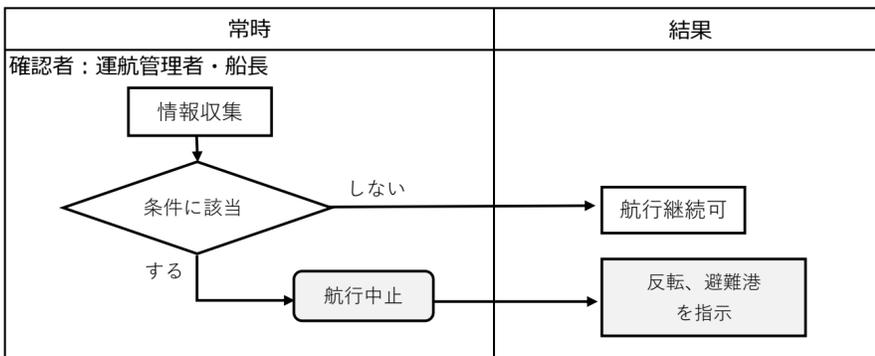
#### 2. 航行中に、航行中止条件のいずれかに達しているか又は達するおそれがあるかを確認

● 航行中止条件 (運航基準第3条)

港・地点名	風速 (情報入手元)	波高 (情報入手元)
青方・相河間の海域上 (気象協会発信情報による)	15 m/s以上 (気象協会発信情報に よる)	1 m以上 (気象協会発信情報に よる)

※新雲仙丸は ( ) 内

● 手順

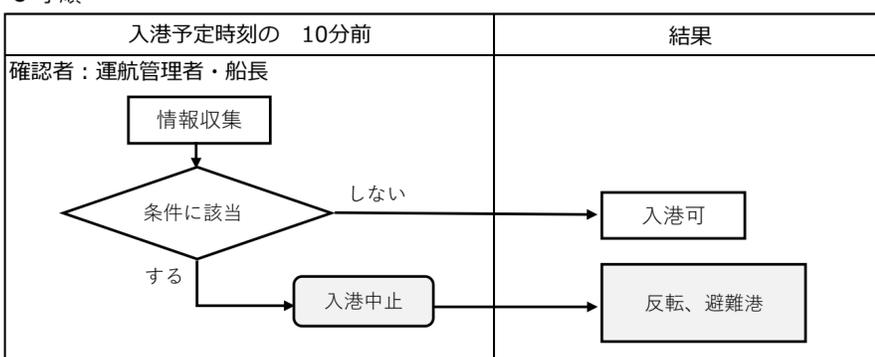


#### 3. 航行中に、入港中止条件のいずれかに達しているか又は達するおそれがあるかを確認

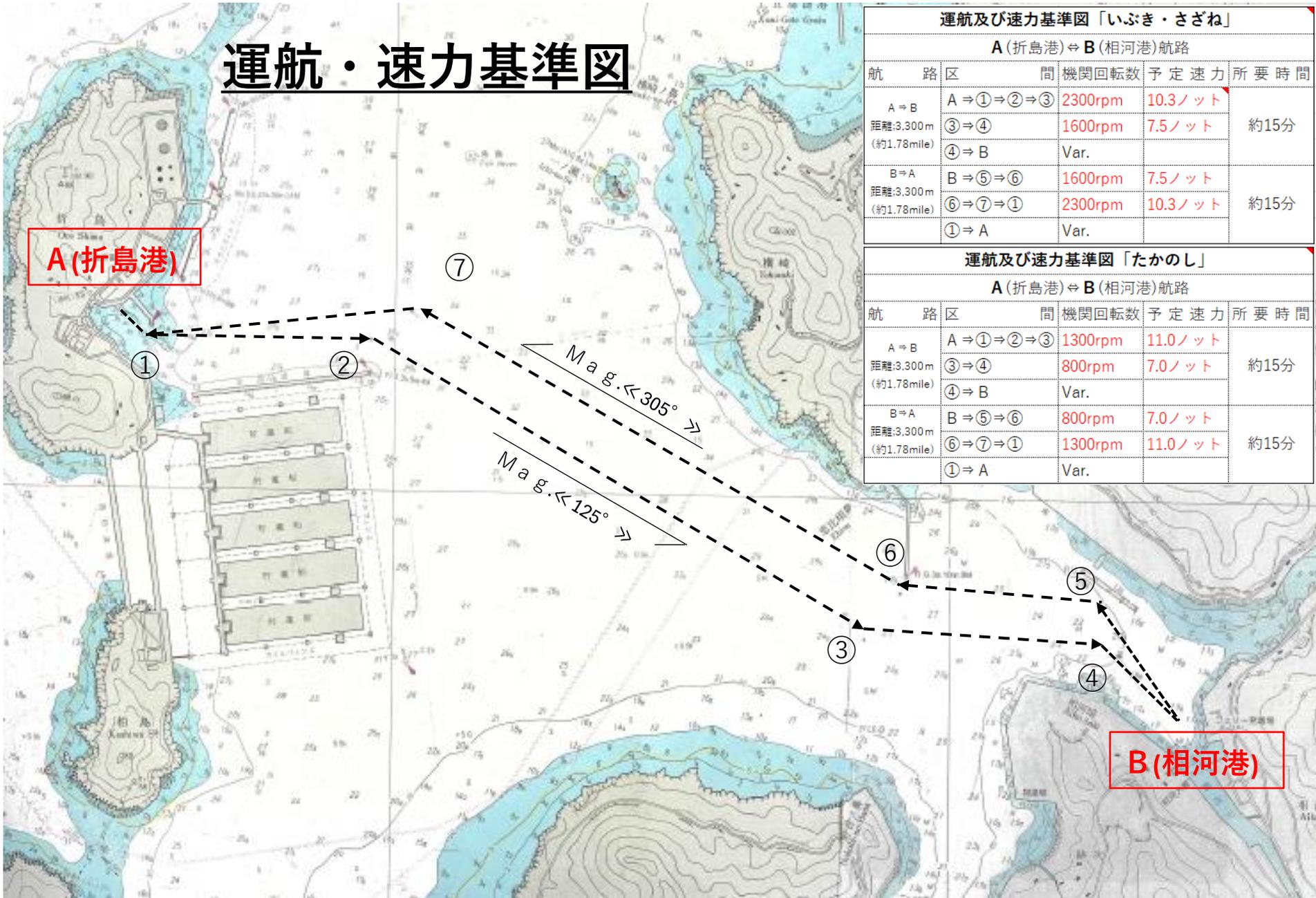
● 入港中止条件 (運航基準第4条)

港・地点名	風速 (情報入手元)	波高 (情報入手元)	視程 (情報入手元)
青方港	15 m/s以上 (気象協会発信情報に よる)	1.0 m以上 (気象協会発信情報に よる)	200 m以下 (気象協会発信情報に よる)
折島港	15 m/s以上 (気象協会発信情報に よる)	1.0 m以上 (気象協会発信情報に よる)	200 m以下 (気象協会発信情報に よる)

● 手順



# 運航・速力基準図



運航及び速力基準図「いぶき・さざね」					
A (折島港) ⇄ B (相河港) 航路					
航路区	間	機関回転数	予定速力	所要時間	
A ⇒ B 距離: 3.300m (約1.78mile)	A ⇒ ① ⇒ ② ⇒ ③	2300rpm	10.3ノット	約15分	
	③ ⇒ ④	1600rpm	7.5ノット		
	④ ⇒ B	Var.			
B ⇒ A 距離: 3.300m (約1.78mile)	B ⇒ ⑤ ⇒ ⑥	1600rpm	7.5ノット	約15分	
	⑥ ⇒ ⑦ ⇒ ①	2300rpm	10.3ノット		
	① ⇒ A	Var.			

運航及び速力基準図「たかのし」					
A (折島港) ⇄ B (相河港) 航路					
航路区	間	機関回転数	予定速力	所要時間	
A ⇒ B 距離: 3.300m (約1.78mile)	A ⇒ ① ⇒ ② ⇒ ③	1300rpm	11.0ノット	約15分	
	③ ⇒ ④	800rpm	7.0ノット		
	④ ⇒ B	Var.			
B ⇒ A 距離: 3.300m (約1.78mile)	B ⇒ ⑤ ⇒ ⑥	800rpm	7.0ノット	約15分	
	⑥ ⇒ ⑦ ⇒ ①	1300rpm	11.0ノット		
	① ⇒ A	Var.			